

デイサービスきらくの郷厨川 運営規程

(指定通所介護事業)

(事業の目的)

第一条 ちえのわ福祉会株式会社が設置する、デイサービスきらくの郷厨川 (以下「デイ」という) が行う指定通所介護、(以下「事業」という) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、デイの生活相談員、介護職員等が、要介護状態・または要支援状態及びそれに準ずる状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第二条 デイの介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる生活支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(施設)

(1) 名 称 デイサービスきらくの郷厨川

(2) 所在地 岩手県盛岡市厨川 四丁目 5番 7号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第四条 デイに勤務する従業者の職種、員数および職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名 (生活相談員兼務)

管理者は、デイの従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名以上 (管理者兼務)

生活相談員は、サービスの苦情の対応、通所介護利用申し込みに関わる調整、通所介護計画の作成、介護員等への技術指導等を行う。

(3) 看護職員 看護職員2名以上 (機能訓練指導員兼務)

看護職員は、通所介護計画に基づき、褥瘡の予防・処置、リハビリテーション、認知症高齢者の看護、カテーテル等の管理、その他医師の指示による医療処置を行うとともに、利用者全般の健康管理、記録の整理・報告を行う。またデイ全体の保健衛生管理を行う。

(4) 介護職員 3名以上

介護職員は、通所介護計画に基づき、通所介護サービスの提供を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上 (看護師兼務)

機能訓練指導員は、通所介護計画に基づき、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。

(営業日および営業時間)

五 第五条 事務所の営業日および営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日～金曜日までとし、祝祭日に関わらず営業します。但し、利用者およびご

家族の都合や希望により営業する場合があります。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(3) 通常サービス提供時間は、9時30分～15時30分までとする。ただし、利用者またはその家族から通常サービス提供時間を越えて利用の申し込みがあった場合、管理者は利用を許可することができる。

(利用定員)

第六条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は25名とする。

(通所介護の内容)

第七条 通所介護サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 入浴
- (2) 食事提供
- (3) 送迎
- (4) 生活相談
- (5) 個別機能訓練
- (6) 養護
- (7) 家族介護相談・指導
- (8) 健康チェック・相談
- (9) 口腔機能向上・改善指導

(利用料等)

第八条 通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額、または各保険者が定める第1号事業基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合に記載の額とする。

2 前条の食事提供の場合には、昼食1食600円自己負担を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第九条 通常の事業の実施地域は、盛岡市、滝沢市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第十条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出る。
- (2) 管理者および従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備および備品などの利用に際しては、管理者および従業員の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者および従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証および健康保険被保険者証の提示を行うこと。

(緊急時等における対応方法)

第十一条 看護師及び介護職員等は、通所介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他

緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切に処置を行う。

- 2 看護師及び介護職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第十二条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の措置をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練等を行う。

(その他運営についての留意事項)

第十三条 デイは、介護職員等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回(介護研修)

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はちえのわ福祉会株式会社の代表者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用者の権利擁護、虐待の発生防止)

第14条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生防止するための次のような措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施。
 - (4) 成年後見制度の利用促進
 - (5) 苦情解決体制の整備
 - (6) 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置
- 2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、事実を確認の上、速やかに管理者に連絡し対応の判断を仰ぐと共に、市町村への通報の有無を仰ぐものとする。

(附則)

この規定は、令和2年11月1日より施行する

この規定は、令和3年12月1日より施行する

この規定は、令和4年8月1日より施行する

この規定は、令和5年5月1日より施行する

この規定は、令和6年4月1日より施行する